

## 背景

○昭和46年：「大阪府公害防止条例」を制定し、大気汚染等の公害問題に対処  
 ○平成6年：生活排水等に起因する都市・生活型公害などにも対応するため、全面的に見直し、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」を制定

○現状では大阪の環境の状況は大きく改善したが、光化学オキシダントなど、対策が必要な課題もあり、条例による規制内容の検証も必要であることから、今後の「大阪府生活環境の保全等に関する条例」のあり方について、環境審議会に諮問(令和元年12月23日)

## 検討の経過

令和元年12月23日 大阪府環境審議会へ諮問  
 生活環境保全条例検討部会を設置・検討  
 水質については水質部会(常設)で検討

令和2年11月9日 石綿規制について一次答申  
 ※答申後、パブリックコメントを経て、2月議会へ提出、R3.3改正条例公布  
 ※審議実績：生環部会8回(令和2年2月、8月、10月、令和3年1月、3月、6月、8月、9月)  
 水質部会5回(令和2年1月、10月、令和3年1月、8月、9月)

※【参考】法改正の動き  
 ・大気分野(石綿規制)：令和2年6月改正法公布  
 令和3年4月施行(一部令和4年4月施行)  
 ・化学物質分野：令和3年4月以降政令改正(化管法対象物質の見直し)予定

## 生活環境保全条例における主な制度

大気	・工場・事業場の規制 ・石綿排出等作業の規制 ・法による規制物質及び届出対象施設の追加、小規模施設への拡大
自動車環境	・流入車の規制 ・アイドリングの規制(自動車の駐車時における原動機の停止) ・低公害車等の利用
悪臭	・屋外燃焼行為の禁止
水質	・工場・事業場の規制 ・届出対象施設の追加、小規模施設への拡大
地盤沈下	・水道事業に係る地下水採取の許可
土壌汚染	・土壌汚染状況の調査契機、対象物質の追加 ・汚染の除去等の措置など指定区域に係る規制 ・知事による自主調査等に関する指針の策定及び指導助言
化学物質	・届出対象物質の追加 ・化学物質の管理計画及び管理目標の届出の義務づけ
騒音・振動	・工場・事業場の規制 ・特定建設作業の規制 ・拡声機、カラオケ、深夜営業に対する規制

## 生環条例の見直し検討の方向性

**法による規制措置、条例の施行状況を踏まえ、現下の環境の状況や課題に的確に対応し、生活環境の保全等をより効果的に推進するため、規制の対象や手法を見直し。**

## 部会での検討結果の概要(生活環境保全条例検討部会①)

### 大気分野

**○大気規制の見直し**  
**[揮発性有機化合物(VOC)規制]**  
 ・効果的・効率的にVOC排出削減対策を推進していくためには、引き続きVOC総量を化学物質管理制度の府独自指定物質に位置付け、事業活動の実態に即し、事業者が自主的に柔軟な対策を取ることのできる管理的手法による対策を中心に推進していくべきである。  
 ・現行条例に基づく設備構造基準等による一律の排出規制については、VOC排出量削減に一定の効果はあったものの、大気環境濃度改善への費用対効果、事業者の自主的取組みの促進、運用面の課題等を鑑み、効果的な対策の方向性が国において定まった段階で新たな排出規制のあり方を検討することとし、それまでの間の排出規制は排出量が一定規模以上の施設を対象としている法制度のみに基づき実施し、条例制度は一旦廃止することが適当である。

**[粉じん規制]**  
 ・2種類(特定粉じん、一般粉じん)に分けている規制を統合し、分かりやすい規制基準に統一すべきである。  
 ・統合にあたっては法と重複している施設の除外や、法と条例とで異なる施設の規模要件の統一等についても見直すべきである。

**[有害物質規制]**  
 ・最新の有害性に係る国の知見等を考慮し、国が示す優先取組物質と整合を図る形で規制対象物質の追加・削除を行うべきである。  
 ・現行では設備構造基準又は濃度基準としている規制手法を業種や業態ごとに現実的かつ効果的な対策が選択できる濃度基準を原則とすべきである。  
 ・規制対象物質の見直しにあわせ、新規追加物質を一定量排出すると考えられる施設を新たに規制する等規制対象施設の見直しを実施すべきである。

### 自動車環境分野

**○流入車規制の廃止**  
 ・流入車規制廃止による大気環境への影響などを検討した結果、NO<sub>2</sub>濃度の低減傾向の維持に支障を生じず、高濃度になりやすい交差点への影響についても軽微であった。  
 ・電動車普及による削減効果について検討したところ、その効果は大きく、流入車規制を廃止した場合の影響以上の効果が見込まれた。  
 ・府域の全ての測定局で継続的に二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)及び浮遊粒子状物質(SPM)の大気環境基準を達成していることに加え、上記の検討結果から、流入車規制を廃止し、自動車からのNO<sub>x</sub>・PM排出量の削減効果が大きい電動車の普及施策を積極的に推進していくことが適当である。

## 部会での検討結果の概要（生活環境保全条例検討部会②）

### 悪臭分野

#### ○現行制度の継続

- ・屋外燃焼行為の悪臭苦情等の実態を踏まえ、現行制度を継続することが適当である。

### 地盤沈下分野

#### ○現行制度の継続

- ・地盤沈下は沈静化の傾向にあり、法と併せた条例の効果は認められることから、引き続き地盤沈下の防止を図るため、現行の規制制度を継続することが適当である。

### 土壌汚染分野

#### ○現行制度の継続

- ・改正条例が令和元年10月に全面施行されたところであることから、現行の制度を継続することとし、今後、新たな課題が確認された際に改めて検討を行うことが適当である。

### 化学物質分野

#### ○化学物質管理制度における府独自指定物質の見直し

府独自指定物質について、国による化管法の指定化学物質見直しの動き等を踏まえ、以下の考え方により見直すべきである。

- ・第一種管理化学物質については、有害性の観点からその選定基準を最新の科学的知見に基づく有害性評価に全面的に改めることにより、見直し後の指定化学物質とすることが適当である。
- ・第二種管理化学物質については、生活環境保全の観点から大気汚染防止法の事故時の措置に係る規定を補完することとし、同法の有害物質及び特定物質のうち指定化学物質に該当しない物質を追加すべきである。
- ・VOC総量については、引き続き府独自指定物質に位置づけ、事業活動の実態に応じ、事業者が自主的かつ柔軟に取り組むことのできる管理的手法による対策を中心に推進していくべきである。

### 騒音・振動分野

#### ○騒音規制の見直し

- ・条例では、騒音規制法、振動規制法に規定する特定施設のうち、電気事業法に規定する電気工作物又はガス事業法に規定するガス工作物のみを設置している特定工場等を例外的に規制対象としているが、現時点では騒音規制法、振動規制法に基づき市町村が必要な規制を行うことが可能であることから、条例の規制の対象から除外し、法と条例の規制の重複を解消すべきである。
- ・騒音に係る特定建設作業の規制対象に、苦情及び騒音の実態を踏まえ、これまで規制対象外であったスケルトンバケットを取り付けた油圧ショベルを使用するふるい分け等の作業を追加すべきである。
- ・人の声など制御の難しい騒音など、指導が難しいケースについては、府は、条例により更なる規制を設けるのではなく、関係する対応事例等を収集し、事例の概要、対応の経緯、対策の内容など、市町村が対応する際に参考としやすい形に整理した上で、市町村と共有できるようにすべきである。

### 規制以外の手法

#### ○事業者の自主的取組の促進にかかる規定の追加

- ・これまでの排出等規制に加えて新たな対応が求められる課題があり、これまでの規制を中心とした枠組みでは十分な対応が困難である。
- ・事業者がそれぞれの事業活動の実態に即した環境保全対策を柔軟に実施することで、新たな技術の積極的な導入などにより、より効果的・効率的な排出削減への転換なども期待できることなどから、今後は事業者自らの創意工夫による自主的・積極的な取組を行政として促進する方策についても検討すべきである。
- ・実際の制度導入にあたっては、その実効性を慎重に検証するとともに事業者のニーズを十分に考慮することが必要である。また、その根拠の条例への位置づけにより、継続的な促進体制を構築することも重要である。

## 部会での検討結果の概要（水質部会）

### 水質分野

#### ○水質規制の見直し

##### [条例施行以降届出実績のない届出施設のあり方]

- ・今後の届出のある可能性等を踏まえ、現行条例施行以降、届出実績のない届出施設の一部については、届出対象施設から除外して差し支えない。

##### [排水基準としての色又は臭気のあり方]

- ・色については、現在も指導している事例があることから、排水基準項目に残す必要がある。
- ・臭気については、市町村が指導権限を有する悪臭防止法により規制が可能であることから、条例における排水基準項目から除外して差し支えない。

##### [事故時の措置の対象のあり方]

- ・届出施設を設置していない未規制の小規模事業場など全ての事業場を対象を拡大し、施設の破損等による汚水流出などの水質事故発生時における応急措置の実施や再発防止策等の知事への報告を義務化すべきである。
- ※ただし、対象事業場以外の事業場は対象事業場に比べて排水量が少なく、公共用水域への負荷が小さいと想定されるため、措置命令や命令違反に対する罰則の適用は要しないものとすべきである。

##### [条例における総量削減指導の規定のあり方]

- ・条例におけるCOD、窒素、りん総量削減指導の規定については、平成13年の水濁法改正により、水質総量削減制度による同等の措置が可能となったため、削除して差し支えない。